

1 相続人など

弁護士 長谷川 彰

Q1-1 相続人の範囲、相続欠格、推定相続人の廃除
夫が亡くなりました。相続人は、私と長男、長女及び二女です。遺産分割の協議を行うため、相続人全員が集まった席で、二女がお父さんの遺言を預かっていたと言って、遺言書と書いた書面を出してきましたが、どうみても夫の書いたものとは思われませんので、二女を問い詰めたところ、自分が父親の意を汲んで作ったものだと白状しました。このようなことをした二女にも相続権はありますか。なお、二女は結婚しており子どもが二人おります。

A1-1

二女の行為は、民法891条5号に規定する遺言書の偽造に該当し、相続人の欠格事由となります。したがって、法律上当然に被相続人との関係で相続資格を失います。このため、二女のお子さん二人が代襲相続することになります。

解説

1 民法は、被相続人の配偶者(民法890条)及び血族(同887条、889条)が相続人となると規定している。しかし、これらのものが相続人の資格を失う場合について規定したのが相続欠格(同891条)と推定相続人の廃除(同892条以下)である。

2 民法891条は5つの欠格事由を定めている。

これらは、被相続人等の生命侵害に関する事由(1号、2号)と被相続人の遺言行為に関する事由(3号～5号)に分けられる。

本問で問題となる5号の遺言書の偽造とは、被相続人名義で相続人が遺言書を作成することであり、二女の行為はまさにこれに該当する。

相続欠格に該当すると死亡したものと同様に扱われ、その者の子が代襲相続する(同887条2項)。

3 以上に対し、被相続人の請求に基づいて、家庭裁判所の手続により、遺留分を有する推定相続人の相続権を剥奪する制度が推定相続人の廃除の制度である。

廃除原因は、被相続人に対する虐待、重大な侮辱及びその他の著しい非行である。その他の著しい非

行は、必ずしも被相続人に向けられたものには限定されず、たとえば窃盗を繰り返し、審判当時も常習累犯窃盗罪で刑に処せられて在監中であり、消費者金融からの借金を重ねていたという推定相続人について廃除を認めた審判例がある¹⁾。

Q1-2 相続人不存在

わたしがケアマネージャーとして担当していた一人暮らしの女性が亡くなりました。生前から、自分は天涯孤独だとおっしゃっていました。実際、身寄りの方がいらっしゃるのか判りません。お住まいは、その女性の所有であり、預金も少しあります。これらの財産をどのように処理すればよろしいですか。

A1-2

民法951条は、「相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする」と規定しています。ご相談の事例は、この規定に該当し、家庭裁判所が、相続財産管理人を選任し、亡くなられた女性の財産の管理を行います。したがって、相続財産管理人の指示に従ってください。

解説

1 相続人の搜索

家庭裁判所が、相続財産管理人を選任すると、そのことを公告する。公告後2ヶ月以内に相続人が現れないと、相続財産管理人がすべての相続債権者と受遺者に対し、請求申出催告の公告(民法957条1項)を行なう。この公告期間は2ヶ月以上とされ、この公告期間内に申出をしなかった相続債権者・受遺者は、相続財産の清算に際し排斥される。

この2回の公告を行っても、なお相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、相続人があるならば、その権利主張をすべき旨の公告(民法958条)を行う(相続人搜索の公告。期間は6ヶ月以上)。

2 相続財産管理人の地位・職務権限

相続財産管理人は、相続財産法人の法定代理人・代表者の地位にある。

その職務権限については、不在者財産管理人の規定(民法27条～29条)が準用され、原則として、保存行為、利用行為、改良行為に限定され(民法103条)、その権限を越える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可が必要である(民法28条)。また、家庭裁判所は、審判により、相続財産管理人に報酬を与えることを決定できる。

相続財産管理人は、就任後、財産目録を作成し、

上記の公告に応じて請求申出をした相続債権者と受遺者に対し、弁済を行う。

3 相続人不存在の確定

上に述べた相続人搜索の公告期間内に相続権を主張するものが現れなければ、相続人不存在は確定し、管理人に知れなかった相続債権者及び受遺者はその権利を行使できなくなる(民法958条の2)。

また、この公告期間の満了日から、特別縁故者の財産分与申立ができる(民法958条の3)。

Q1-3 相続人不存在の場合の被相続人の債権者

親から相続した一軒家に一人暮らしをしている知人に数年前現金20万円を貸しました。毎月少しずつ返してくれていたのですが、つい最近亡くなったとの知らせを受けました。貸金はまだ10万円以上残高が残っています。この友人は、身寄りがないとのこと。貸したお金は戻ってこないのでしょうか。

A1-3

あなたの場合、相続財産管理人の選任請求権を有する利害関係人に該当しますので、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を請求し、その相続財産管理人に対し、貸金の弁済を求めていくことになります。

解説

A1-2の解説で述べたとおり、家庭裁判所は、相続財産管理人を選任すると、そのことを公告し、2ヶ月以内に相続人が現れないと、相続財産管理人がすべての相続債権者と受遺者に対し、請求申出催告の公告(民法957条1項)を行う。したがって、相続債権者は、相続財産管理人に対し、貸金の弁済を求めることになる。

Q1-4 相続放棄

父が、多額の負債を残して亡くなりました。幸い、自宅は母と長男であるわたしの名義になっています。父名義の預金も少しはありますが、負債のほうが多く、とても返済できません。父の相続人は、母と、わたしと未成年の妹の3人です。どのような方法をとればよいのでしょうか。

A1-4

相続人は、被相続人の死亡により、被相続人の一切の権利義務を承継します。したがって、何も手続をしないと、お父さんの負債を相続人全員が引き継ぐことになります。これを避けるためには、限定承認をする

か、相続放棄をすることになります。いずれの手続も、相続の開始があったことを知ったときから、3ヶ月以内にしなければなりません。

解説

1 相続放棄

相続放棄は、家庭裁判所に申述する方式により行う(民法938条)。相続放棄をした者は、その相続に関し、初めから相続人とならなかったものとみなされる(同939条)。

本件において、未成年の妹については、親権者である母親が子を代理して相続放棄することは利益相反行為ではないかという問題がある。最高裁は、共同相続人の一部の者が相続放棄をすると他の相続人の相続分が増加するため、放棄する者とそれによって相続分が増加する者とは利益が相反する関係にあるとしている。しかし、例外として、共同相続人の一人が他の共同相続人の後見をしている場合、後見人が被後見人を代理してする相続放棄は、後見人自らが相続放棄をした後、又は同時にする場合であれば、その行為は客観的性質から見て利益相反行為にあたらないとしている²。親権者についても同様に考えればよいので、本件では、母親が自ら相続放棄し、未成年の長女を代理して、相続放棄をすれば、利益相反にはあたらないといえる。このような例外的な場合をのぞくと、家庭裁判所に特別代理人選任の審判を申し立て、特別代理人において相続放棄を申述する必要がある。

2 限定承認

限定承認とは、相続によって得た財産の限度において、被相続人の債務及び遺贈を弁済するという条件で相続を承認するという制度である(民法922条)。

相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる(同法923条)。限定承認の申述には相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出する(同法924条)。目録は、知ることができた限度で財産の詳細を明らかにすればよい。

本件では、父親名義の預金が少ないが、負債のほうがこれを上回ると考えられているので、相続放棄を選択する可能性が高いものの、消極財産と積極財産のいずれが多いかが不明であれば、限定承認をする実益がある。

限定承認があると、相続財産をもって相続債権者及び受遺者に弁済するため、民法927条から937条までの規定に従い、清算手続きが行われることになる。

Q1-5 法定承認

事業家である父が亡くなりました。父の葬儀費用に充てるため、父名義の預金を解約しようと思いましたが、叔父から、父は事業を行っていたため、負債もあるので、それを調べてからでないと多額の負債を引き継ぐことになるかと注意されました。どのようなことをすると、相続を承認したことになるのでしょうか。

A1-5

葬儀費用を相続財産から支出しても、相続財産を処分したこととはならず、相続を承認したことにはなりません。

解説

1 法定単純承認

相続人が相続財産の全部または一部を処分したときには、相続人は単純承認したものとみなす(民法921条1号)。

2 相続財産の処分

処分とは、財産の現状、性質を変ずる行為をいい、法律行為のみならず、事実行為も含まれる。

保存行為及び民法602条に定める期間を超えない賃貸は、処分行為に含まれない(民法921条1号ただし書き)。したがって、相続債務の弁済や相続財産をもってする相殺は、財産の現状を維持するものであるから保存行為であり、法定単純承認に該当しない。

本件で問題とされる葬儀費用の支出は、遺族として当然営まなければならない葬儀に対する費用の支出であるから処分に該当しないとされる³。

1 京都家裁平成20年2月28日

2 最判昭和53年2月24日判時881号103頁、判タ361号208頁

3 東京控訴院判昭和11年9月21日